

宮 城 県 地 域 枠 等 医 師
キャリア形成プログラム

・

宮城県キャリア形成卒前支援プラン

令和6年2月

宮城県保健福祉部医療人材対策室

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム | |
| 1-1 キャリア形成プログラムについて | 1 |
| 1-2 対象者 | 1 |
| 1-3 対象者別の詳細 | 2 |
| (1) 東北大学地域枠医師 | 2 |
| (2) 自治医科大卒医師 | 4 |
| (3) 東北大学枠医師 | 7 |
| (4) 東北医科薬科大学宮城枠医師 | 9 |
| 2 宮城県キャリア形成卒前支援プラン | |
| 2-1 キャリア形成卒前支援プランについて | 12 |
| 2-2 対象者 | 12 |
| 2-3 対象期間 | 12 |
| 2-4 卒前支援プロジェクト | 13 |

1 宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム

1-1 本プログラムについて

キャリア形成プログラムとは、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第79号)により、医療法(昭和23年法律第 205 号)第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された医師の確保に特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画をいいます。

本プログラムは、将来本県の地域医療に従事する意思を持ち、自治医科大学、東北医科薬科大学及び宮城県から修学資金の貸与を受けた医師がキャリアを形成しながら、返還免除の要件を満たすことができるよう、必要な事項をまとめたものです。

1-2 対象者

- (1) 東北大学医学部医学科に地域枠入試(宮城県)で入学した医師(以下、「東北大学地域枠医師」)
- (2) 自治医科大学を卒業した医師(以下、「自治医科大学卒業医師」)
- (3) 宮城県医学生修学資金(東北大学枠)の貸与を受けた医師(以下、「東北大学枠医師」)
- (4) 東北地域医療支援修学資金(資金循環型・宮城県枠)の貸与を受けた医師(以下、「宮城県枠医師」)

1-3 対象者別の詳細

(1) 東北大学地域枠医師

① 義務年限(償還免除要件)

- ・ 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して 15 年間(業務対象期間)内に、臨床研修期間を含み 9 年間(義務期間)、知事が指定する医療機関で勤務すること。

② 勤務診療科

- ・ 制限なし。

③ 知事が指定する医療機関

- ・ 別に定めるものとする。

④ 臨床研修

- ・ 宮城県内(仙台市内を含む)の基幹型臨床研修病院で研修すること。
※ 臨床研修期間に限り、知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は2年間に限り知事指定医療機関で勤務したものとみなす。

⑤ 選択可能な専門研修プログラム

- ・ 制限なし。

⑥ 義務算入の特例

- ・ 臨床研修後、3年間を限度に東北大学病院または東北大学院医学研究科在学期間を義務年限に算入することができる。

⑦ 勤務パターン例

| 卒後 | 1～2年目 | 3～4年目 | 5年目 | 6～9年目 |
|------|----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 義務年限 | ①② | ③④ | ⑤ | ⑥⑦⑧⑨ |
| 区分 | 臨床研修 | 専門研修 | | 地域医療 |
| 医療機関 | 県内 臨床研修病院 (※1) | 専門研修 PG 連携施設 (※2) | 専門研修 PG 基幹施設 (※2) | 知事指定医療機関 (※3) |

※1 臨床研修は県内で実施すること。県外での臨床研修は認められない。

※2 知事指定医療機関で従事した場合に義務年限として算入。

※3 義務年限7年目から9年目には、原則として1年間以上、中小病院での勤務が義務。

- ⑧ 義務年限への不算入・償還期間の延長
 - ・ 医学生修学資金貸付条例(平成17年宮城県条例第 53 号)の規定により災害、病気、出産、育児その他の正当な理由により、業務対象期間内に義務期間の履行をすることができないと知事が認めた期間については、義務年限に算入せず、業務対象期間を延長することができる。(産前産後休暇については、義務年限に算入する。)

- ⑨ 配置先の決定方法
 - ・ 本人への意向調査、配置先病院へのヒアリング、医局人事等や地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。

- ⑩ 義務年限内の学位取得及び留学について
 - ・ 猶予期間の活用等、義務年限の履行に支障のない範囲において、学位を取得すること、留学をすることは差し支えない。

- ⑪ その他
 - ・ 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。

(2)自治医科大学卒業医師

① 義務年限(償還免除要件)

- ・ 自治医大医学部修学資金の貸与期間の 1.5 倍に相当する期間、県内の市町(一部事務組合含む)が開設する病院又は市町村立診療所(以下「指定公立病院等」)に勤務すること。

② 勤務診療科

- ・ 原則として内科。ただし、整形外科の勤務についても配慮する。

③ 指定公立病院等

- ・ 別に定めるものとする。

A 群 知事が別に指定する臨床研修医療機関

B 群 指導医のいる中核的な病院(地域医療支援病院、200床以上の病院)、へき地医療拠点病院等

C 群 200床未満の病院やへき地診療所等

※ 各病院勤務年数は1～3年とし、医師の希望及び病院からの要望を踏まえ決定する。

④ 選択可能な専門研修プログラム

- ・ 仙台医療センター内科専門研修プログラム
- ・ 仙台市立病院内科専門研修プログラム
- ・ 東北大学整形外科専門研修プログラム(入局が前提となります)
- ※ プログラムへの登録は医師本人が行う。 ※カリキュラム制による専攻は認めない。

⑤ 勤務パターン例

- ・ 内科専門医を取得する場合

| 卒後 | 1～2年目 | 3～4年目 | 5年目 | 6～9年目 |
|------|-------|--------------------------------|--------|---------|
| 区分 | 臨床研修 | 後期研修又は前期勤務 | 前期勤務 | 後期勤務 |
| 医療機関 | A 群 | 仙台医療センター又は仙台市立病院 1年 連携施設 1年 | 連携施設 | B 群・C 群 |
| 身分 | 県職員 | 県職員又は県・市町併任 | 県・市町併任 | 県・市町併任 |

← 内科専門研修プログラム →

- ・ 整形外科専門医を取得する場合

| 卒後 | 1～2年目 | 3～5年目 | 6年目 | 7～9年目 |
|------|-------|--------|--------|---------|
| 区分 | 臨床研修 | 前期勤務 | 後期研修 | 後期勤務 |
| 医療機関 | A 群 | 連携施設 | 東北大学病院 | B 群・C 群 |
| 身分 | 県職員 | 県・市町併任 | 県職員 | 県・市町併任 |

← 整形外科専門研修プログラム →

・ 専門医を取得しない場合

| | | | | | |
|------|-------|---------|--------|------|---------|
| 卒後 | 1～2年目 | 3～4年目 | 5～6年目 | 7年目 | 8～9年目 |
| 区分 | 臨床研修 | 前期勤務 | 中期勤務 | 後期研修 | 後期勤務 |
| 医療機関 | A 群 | B 群・C 群 | C 群 | — | B 群・C 群 |
| 身分 | 県職員 | 県・市町併任 | 県・市町併任 | 県職員 | 県・市町併任 |

⑥ 臨床研修

- ・ A 群のうち、毎年度知事が当該年度の研修先病院を指定する。研修先病院は本人と病院の面談による希望調査等を経て、県が決定する。

⑦ 後期研修

- ・ 原則1年以内で取得可能。事前に申し出ることにより通算2年以内で継続できるが、1年を超える期間は、義務年限外。(研修先となる病院は医師本人が調整を行う)
- ・ 身分は県職員で原則休職扱いとし、給与は7割を支給する。

⑧ 義務年限への不算入

- ・ 自治医科大学医学部修学資金貸与規定に基づく休職(育児休業及び介護休業及び配偶者同行休業含む。)、停職又は育児短時間勤務等(通算5年を超えたとき)の期間は義務年限に含めない。(産前・産後休暇については、義務年限に算入する。)

⑨ 配置先の決定方法

- ・ 本人への意向調査及び面談、各病院からの要望、地域医療対策協議会での協議を踏まえ、県が指定する。

⑩ 出産・育児にかかる支援

- ・ 妊娠、出産を経た女性医師や子育て中の医師が地域勤務を継続できるように、県が配置医療機関の調整等を行う。

⑪ 結婚協定

- ・ 出身都道府県を異にする自治医科大学卒業医師同士の婚姻については、両県において協議し、協定を締結することで相互の都道府県の義務年限に含めることとする。本人からの申し出は協定締結の概ね1年前とする。ただし、臨床研修開始前に入籍する場合には可能性が生じ次第速やかに県に連絡する。
 - ・ 各年限の勤務すべき都道府県は医師本人からの希望を踏まえ、両県協議の上、決定する。
 - ・ 両県の協議が整わない場合など、結婚協定の締結を確約するものではない。

⑫ 義務年限内の学位取得及び留学について

- ・ 義務年限内の勤務に支障のない範囲において取得することが可能。(例:東北大学医学部長期履修制度)
- ・ 後期研修を利用し大学病院等で研修を行った者もいるが、県の要綱では1年間のみ義務年限内の後期研修が認められており、内科専門医プログラムも取得する場合2年目は義務外と

なることに留意。

- ・ 留学については、認めないものとする。

⑬ その他

- ・ 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。

(3)東北大学卒医師

- ① 義務年限(償還免除要件)
 - ・ 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して 10 年間(業務対象期間)内に、臨床研修期間を含み 6 年間(義務期間)、知事が指定する医療機関で勤務すること。
- ② 勤務診療科
 - ・ 制限なし。
- ③ 知事が指定する医療機関
 - ・ 別に定めるものとする。
- ④ 臨床研修
 - ・ 宮城県内(仙台市内を含む)の基幹型臨床研修病院で研修すること。
- ⑤ 選択可能な専門研修プログラム
 - ・ 原則として、県内の医療機関が基幹施設となっている専門研修プログラムに登録すること。
- ⑥ 義務期間算入の特例
 - (1) 東北大学病院における勤務(臨床研修・専門研修を含む)及び東北大学大学院医学系研究科在学期間については、3年間を限度として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。
 - (2) 知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は臨床研修に限り、2年間を限度として知事指定医療機関での勤務とみなす。
 - (3) (1)と(2)の特例期間は 3 年間を上限とする。
 - (4) 初期臨床研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した者は同プログラムにより知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関で勤務したものとみなす。
 - (5) (4)の特例期間は(3)の特例期間には含めない。

⑦ 勤務パターン例

| | | | | |
|------|----------------------|---------------------------|-------------------------|----------|
| 卒後 | 1～2年目 | 3～4年目 | 5年目 | 6年目 |
| 義務年限 | ①② | ③④ | ⑤ | ⑥ |
| 区分 | 臨床研修 | 専門研修 | | 地域医療 |
| 医療機関 | 県内 臨床研修病院 (※1) | 専門研修 PG 連携施設 (※2・3) | 専門研修 PG 基幹施設 (※2) | 知事指定医療機関 |

※1 臨床研修は県内で実施すること。県外での臨床研修は認められない。

※2 知事指定医療機関で従事した場合に義務年限として算入。

※3 基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が連携施設となっている場合は、半年以上当該連携施設で従事すること。

⑧ 義務年限への不算入・義務対象期間の延長

- ・ 医学生修学資金貸付条例(平成17年宮城県条例第 53 号)の規定により災害、病気、出産、育児その他の正当な理由により、業務対象期間内に義務期間の履行をすることができないと知事が認めた期間については、義務年限に算入せず、業務対象期間を延長することができる。(産前産後休暇については、義務年限に算入する。)

⑨ 配置先の決定方法

- ・ 本人への意向調査、配置先病院へのヒアリング、医局人事等や地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。

⑩ 義務年限内の学位取得及び留学について

- ・ 猶予期間の活用等、義務年限内の勤務に支障のない範囲において学位を取得すること、留学をすることは差し支えない。

⑪ その他

- ・ 本プログラムは医療法改正の平成31年度以降に修学資金の貸与を受けた者を対象とする。
- ・ 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。

(4)東北医科薬科大学 宮城卒医師

① 義務年限(償還免除要件)

- ・ 臨床研修後、直ちに宮城県知事が指定する医療機関で10年間(特定診療科を専攻した場合は8年間)勤務すること。

② 勤務診療科

- ・ 推奨診療科 : 内科、外科、整形外科、救急科、総合診療科
- ・ 特定診療科 : 産婦人科、小児科
- ※ 上記以外の診療科を専攻することも可能だが、特定診療科以外を専攻した場合、義務年限後半は地域の中小規模病院・診療所で地域医療に従事する必要があることに留意。

③ 知事が指定する医療機関

- ・ 別に定めるものとする。

④ 臨床研修

- ・ 制限なし。

⑤ 選択可能な専門研修プログラム

- ・ 東北医科薬科大学病院または東北大学病院を基幹施設とする専門研修プログラムのうち、研修プログラム期間が3年間または4年間のプログラムとする。ただし、4年間の専門研修プログラムについては、4年目を義務年限として算入しない。
- ・ 東北大学病院を基幹施設とする専門研修プログラムに登録する際には、入局すること。
- ・ 取得できる専門医は基本領域のみとする。ただし、義務年限の履行に影響がなく、かつ、配置先医療機関の長及び専門研修プログラムを所管する医局の責任者の了承を得た場合はサブスペシャリティの取得を妨げるものではない。

⑥ 勤務パターン例

例1:専門研修プログラムが3年の診療科

| 卒後年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|------|------|---|-------------------------------------------------|---|---|-----------------------------|---|---|---|------------------------------|----|----|
| 義務年限 | 義務外 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 区分 | 臨床研修 | | 専門研修期間 | | | 通常義務履行期間 | | | | 地域貢献期間 | | |
| | — | — | 東北医科薬科大学プログラム (基幹病院 1-2 年、仙台市以外東北6県(特別)連携病院) | | | 東北医科薬科大学関連病院 (仙台市以外東北6県) | | | | 仙台市以外東北6県の 中小規模病院・ 診療所 | | |
| | — | — | 東北大学プログラム (基幹病院 1-2 年、仙台市以外東北6県(特別)連携病院) | | | 東北大学関連病院 (仙台市以外東北6県) | | | | | | |

例2: 専門研修プログラムが4年の診療科

| 卒後年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|------|------|---|-------------------------------------------------|---|---|-----|-----------------------------|---|---|----|------------------------------|----|----|
| 義務年限 | 義務外 | | 1 | 2 | 3 | 義務外 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 区分 | 臨床研修 | | 専門研修期間 | | | | 通常義務履行期間 | | | | 地域貢献期間 | | |
| | — | — | 東北医科薬科大学プログラム (基幹病院 1-2 年、仙台市以外東北6県(特別)連携病院) | | | | 東北医科薬科大学関連病院 (仙台市以外東北6県) | | | | 仙台市以外東北6 県の中小規模 病院・診療所 | | |
| | — | — | 東北大学プログラム (基幹病院 1-2 年、仙台市以外東北6県(特別)連携病院) | | | | 東北大学関連病院 (仙台市以外東北6県) | | | | | | |

例3 特定診療科: 小児科、産婦人科

| 卒後年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|------|------|---|-------------------------------------------------|---|---|-----------------------------|---|---|---|----|
| 義務年限 | 義務外 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 区分 | 臨床研修 | | 専門研修期間 | | | 通常義務履行期間・地域貢献期間 | | | | |
| | — | — | 東北医科薬科大学プログラム (基幹病院 1-2 年、仙台市以外東北6県(特別)連携病院) | | | 東北医科薬科大学関連病院 (仙台市以外東北6県) | | | | |
| | — | — | 東北大学プログラム (基幹病院 1-2 年、仙台市以外東北6県(特別)連携病院) | | | 東北大学関連病院 (仙台市以外東北6県) | | | | |

⑦ 義務年限の不算入期間

- 東北医科薬科大学が定める東北地域医療支援修学資金貸与規程(資金循環型・宮城県枠)施行細則の規定により、欠勤、休業、休職、停職又は私傷病による休暇の期間(産前産後休業及び労働災害による休業を除く。)及び所定労働時間を短縮して勤務した期間(育児又は介護を理由とするものを除く。)における短縮した労働時間は、義務年限として算入しない。

⑧ 配置先の決定方法

- 医局人事や地域における医療ニーズ等を総合的に勘案の上、地域医療対策協議会での協議を踏まえ宮城県知事が指定するものとする。

⑨ 義務年限内の学位取得及び留学について

- 学位の取得については、義務年限の履行に影響がなく、かつ、配置先医療機関の長及び医局の責任者の了承を得た場合は、妨げるものではない。
- 留学については認めないものとする。

⑩ その他

- ・ 各年度における選択可能な専門研修プログラムの募集定員等については、毎年度実施する説明会において公表する。
- ・ 宮城県内の医療機関への配置が原則ではあるが、専門医を取得する場合は、東北医科薬科大学病院または東北大学病院のプログラムのみ選択可能であり、仙台市以外の東北6県の医療機関に配置されることがある。
- ・ 本キャリア形成プログラムに関する事項については、必要に応じ見直しを行い、地域医療対策協議会で決定する。

2 宮城県キャリア形成卒前支援プラン

2-1 本プランについて

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として、都道府県が大学の協力を得つつ策定した計画案により、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画です。

なお、卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものとされていますが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを卒前支援プロジェクトに位置付けることも可能とされていますので、本県では東北大学、自治医科大学及び東北医科薬科大学のカリキュラムを卒前支援プロジェクトに位置付けることとします。

2-2 対象者

- (1) 東北大学医学部医学科に地域枠入試(宮城県)で入学した学生(以下、「東北大学地域枠学生」)
- (2) 自治医科大学の学生(以下、「自治医科大学学生」)
- (3) 宮城県医学生修学資金(東北大学枠)の貸与を受けている学生(以下、「東北大学枠学生」)
- (4) 東北地域医療支援修学資金(資金循環型・宮城県枠)の貸与を受けている学生(以下、「宮城枠学生」)

2-3 対象期間

本プランの対象期間は、入学時から卒業時までとする。

2-4 卒前支援プロジェクト

本県においては従来から、地域医療を志す医学生に地域医療の魅力、やりがいを伝え地域医療への志向を喚起するために医学生夏季セミナーや、自治医科大学学生・卒業医師の意見交換会を実施しており、これを卒前支援プロジェクトとして位置付けることとします。

また、上記のほか、従来から自治医科大学、東北大学及び東北医科薬科大学が実施している教育カリキュラム内における地域医療に関する取組を卒前支援プロジェクトとして位置付けることとします。

(1) 県が設定する卒前支援プロジェクト

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 卒前支援プロジェクト名 | 医学生夏季セミナー |
| 概要 | 本県の地域医療の担い手となることを志す医学生を対象に、地域医療の課題や自治体病院等の取組等を紹介することにより、本県の地域医療に対する理解を深めてもらうとともに、大学を問わず医学生同士が交流できる機会を提供することで、医学生間に将来本県の地域医療に従事することに対する連帯感を醸成し、県内医療機関への就業率や定着率の向上に資することを目的として実施する。 |
| 対象者 | 東北大学地域枠学生、自治医科大学学生、東北大学枠学生、宮城枠学生 |

| | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 卒前支援プロジェクト名 | キャリア形成に関する意見交換会 |
| 概要 | 本県出身の義務年限内勤務中の自治医科大学卒業医師や学生が一堂に会する機会を設け、医師同士が現在の勤務先医療機関、後期研修の取得、専門医の取得などに関する情報交換を行い、今後の各医師のキャリアプランについて義務年限内の医師や学生間で認識共有を図ることによって、各医師の義務年限内におけるキャリア形成に関する一助とする。 |
| 対象者 | 義務年限内の自治医科大学卒業医師、自治医科大学学生 |

(2) 大学別の卒前支援プロジェクト

① 東北大学(東北大学地域卒学生・東北大学卒学生)

| 年次 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 5年次 | 6年次 |
|---------------------|------------------------------|----------|----------------|--------------------------|--------------------|----------|
| 県設定のプロジェクト | 医学生夏季セミナー | | | | | |
| 大学設定のプロジェクト(カリキュラム) | 医学・医療入門/ 行動科学 地域医療体験実習 | 医学研究 PBL | 社会医学系 講義・実習 | 社会医学系 講義・実習 地域医療実習 | 地域医療実習 長期地域医療実習 | 長期地域医療実習 |

② 自治医科大学(自治医科大学学生)

| 年次 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 5年次 | 6年次 |
|---------------------|---------------|-----|-----|-----|---------------------------|-----------------|
| 県設定のプロジェクト | 医学生夏季セミナー | | | | | キャリア形成に関する意見交換会 |
| 大学設定のプロジェクト(カリキュラム) | 地域医療学 (総論) | | | | 地域医療学 (各論4) 地域医療Ⅱ実習 | 都道府県拠点 病院実習 |

③ 東北医科薬科大学(宮城卒学生)

| 年次 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 5年次 | 6年次 |
|---------------------|-----------------|------------------------------------------------------------|----------------|-----|-----|----------------|
| 県設定のプロジェクト | 医学生夏季セミナー | | | | | |
| | 在学生向けオリエンテーション | | | | | |
| 大学設定のプロジェクト(カリキュラム) | ・東北を学ぶ I 支援論 | ・地域・介護・ 在宅医療学 ・地域病院体 験実習 ・地域介護サ ービス体験実 習 | ・地域診療所 体験学習 | | | ・地域・総括医 療実習 |

(余白)